

令和8年度宮崎県文化賞受賞候補者推薦要領

1 趣旨

本県文化の向上発展に特に顕著な業績を有する個人や団体を顕彰し、本県の文化芸術の振興を図ることを目的とする。

2 文化賞の対象となる推薦部門

(1) 学術部門

近年の自然科学、社会科学、人文科学等の学術研究により、特に本県文化の向上発展に著しく寄与したこと

(2) 技術部門

近年の産業技術の分野における発明、研究により、特に本県文化の向上発展に著しく寄与したこと

(3) 芸術部門

近年の音楽、美術、文芸等の芸術文化活動により、特に本県文化の向上発展に著しく寄与したこと

(4) 文化功労部門

永年にわたる学術、技術、芸術等の分野における活動により、特に本県文化の向上発展に著しく寄与したこと

(5) 体育・スポーツ部門

永年にわたる体育・スポーツの分野における活動により、特に本県文化の向上発展に著しく寄与したこと

3 受賞候補者資格

下記のいずれかに該当する方

- (1) 本県出身者
- (2) 県内在住者
- (3) 県内に所在する団体

※ なお、故人については、令和7年4月1日以降に死亡された方を対象とする。

4 推薦者資格（ただし、自薦は除く。）

下記のいずれかに該当する方

- (1) 県内在住者
- (2) 県内に所在する機関又は団体
- (3) 本県出身者で構成する団体
- (4) これまでの宮崎県文化賞受賞者

5 推薦方法

- (1) 原則として、候補者一人に対し、一部門の推薦を行うものとする。
ただし、候補者が推薦を受けた部門以外の部門にふさわしいと選考審査会が判断し、推薦者及び候補者が事前に同意している場合は、その部門の受賞候補者とする。
なお、推薦にあたっては、候補者、候補団体の了承を得ること。

(2) 提出書類

- ① 推薦書
- ② 候補者の業績に関する資料（例～新聞記事、賞状、論文、創作物、その業績が評価された記事等） 主要なもの5点まで
 - ※ 新聞記事等の切り抜きはA4版5枚で1点と数える。
 - ※ 候補者が団体の場合は、当該団体の規約、役員名簿を添付すること。（規約及び役員名簿は、資料（5点まで）には含まない。）
- ③ 候補者の写真（正面上半身をCD-R等に保存したもの）
 - ※ ①については、宮崎県庁ホームページからダウンロード可。
また、記載にあたっては、必ず別添「候補者推薦書記載要領」を参照すること。
 - ※ ②③については、選考終了後、推薦者に返却する。

6 提出先

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

住所：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7099

7 受付期限

令和8年6月3日（水）午後5時（郵送の場合は、6月3日必着）

8 受賞者の決定

学識経験者等で構成する選考審査会に諮問の上、知事及び県教育委員会が決定する。

9 授賞式

令和8年11月6日（金）（予定）